

千歳恵庭圏都市計画地区計画の決定（恵庭市決定）

都市計画柏陽北地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

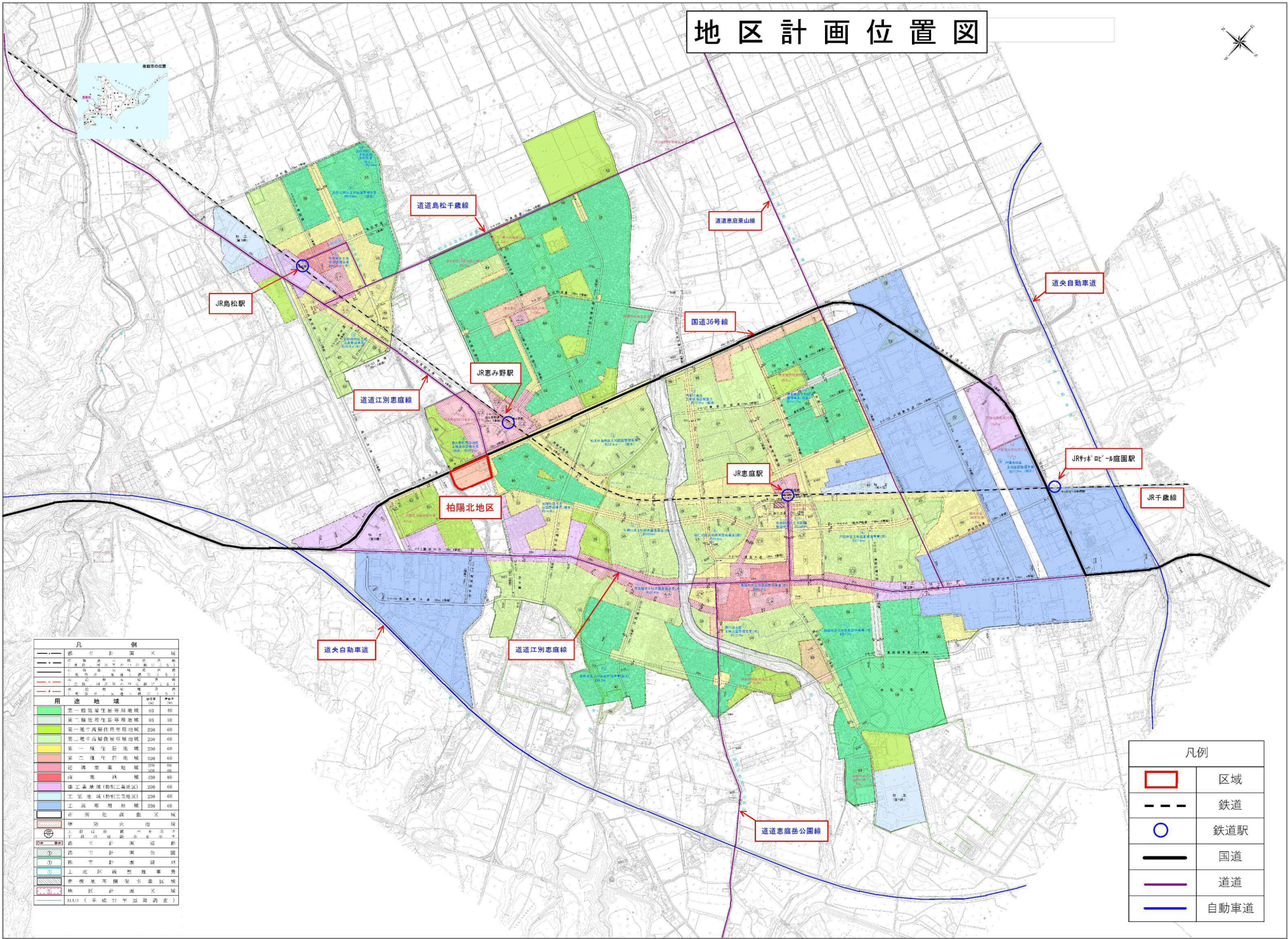
名	称	柏 陽 北 地 区 地 区 計 画
位	置	恵庭市柏陽町 3 丁目の一部
区	域	計画図表示のとおり
面	積	約 5.7 ヘクタール
地区計画の目標		当地区は、JR 千歳線恵み野から約 0.5 k m に位置し、都市計画道路「恵千道」及び「江別恵庭大通」に接しており、南側は学校施設敷地、東側は既成の住宅市街地、西側は柏木川に囲まれた地区である。 本地区計画では、文教施設及び周辺住宅地環境との調和を図りながら、近隣住民のための大規模な生活利便施設等を誘導し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
区 域 の 整 備 ・ 開 発 ・ 保 全 に 関 す る 方 針	土地利用の方針	都市計画道路「恵千道」及び「江別恵庭大通」に面する街区であり、JR 千歳線恵み野駅に近接する利便性の高い地区でありながら、隣接地の学校施設や周辺住宅地への配慮が必要であることから、学校施設や周辺住宅地と調和のとれた大規模な生活利便施設等の立地が図られる地区とする。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、当地区の機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を行う。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、敷地内に緑化を推進するとともに、建築物等については刺激的な色彩または装飾を避け、美観・風致を損なわないものとする。

2. 地区整備計画

地区	地区の名称		柏陽北地区
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約 5.7 ヘクタール
整備計画		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（ただし、事業所の従業員のための保育所を除く。） (7) 畜舎
備考			用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

理由

柏陽北地区については、隣接した文教施設や周辺住宅地環境との調和を図りながら、近隣住民のための大規模な生活利便施設等を誘導し、良好な市街地の形成を図ることを目的として地区計画を定めるものである。



注：本図は一般地図であり、詳細については「まちづくり条例」に載る付図の図面を参照下さい。

柏陽北地区 地区計画図

市街化調整区域

市街化区域

道路中心

市街化区域

市街化区域

柏陽北地区

市街化区域

地番界

道路中心

地番界

市立柏陽中学校

市街化調整区域

凡例（柏陽北地区）

地区計画区域

地区整備計画区域

柏陽北地区

縮尺 1 : 2500

